

5月は消費者月間です

# かしこい消費者に なりましょう!

活かそう権利  
めざそう自立



五月は「消費者月間」です。「消費者月間」は、消費者保護基本法（平成十六年六月に「消費者基本法」に改正）制定二十周年を記念して、昭和六十三年度に設けられました。

□ 経済社会の各分野で構造改革が進展し消費者は多様な選択ができるようになってきている一方、これまでにない消費者問題も生じており、消費者が商品やサービス選択に際してトラブルに遭うことも年々増加しています。

□ 消費者が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、消費者自らも市場の中で自立した主体として合理的な行動をとることが大切です。

確かな知識を身につけてかしこい消費者になりましょう!!

県民生活センターに  
寄せられた相談事例

### 【点検商法】

水道局職員等を装い「無料点検です」などと言って家にあがりこみます。

点検後、不安感をあおり高額な工事や商品を契約させられて法外な費用をとられただけではなく、そもそも工事の必要はなかったという事例です。



### 【海外宝くじ】

申し込んだ覚えがないのに、「おめでとございませす。あなたは今回素晴らしい賞に見事当選なさいました。賞金は、円です。」と書かれたエアメールが届きます。

しかし、注意深く読むと、高額賞金がある海外宝くじを購入しないかという勧誘だったという事例です。



### 【携帯電話トラブル】

簡易メールが届いた「完全無料」との広告メールに掲載されていたURLアドレスを興味本位でクリックし、最初の画面にあった「入口」ボタンをクリックしたところ、「登録完了しました。二万円を五日以内に支払ってください」というメッセージと自分の携帯電話番号が登録番号として表示されたという事例です。

この他にも、「サラ金からお金を借りたが返済に困っている」「家族や友人からマルチ商法に誘われている」「身に覚えのない請求通知が届いた」「借家を退去したが敷金が戻ってこない」「エステのコース契約をしたが途中で解約したい」など、様々な消費生活に関する相談が寄せられています。

「自分は大丈夫」だと思っている人ほどその油断につけ込まれるものです。トラブルに巻き込まれる前に予防策を考えてみませんか?

## 消費者月間に関するご案内

### パネル展 ①

日時 平成17年5月13日(金)  
午前10時から午後6時まで

場所 パレットくもじ1階エレベーターホール

内容 悪質商法等に関するパネル展示  
パンフレット等資料配付  
消費生活相談コーナー設置

### パネル展 ②

日時 平成17年5月16日(月)から20日(金)  
午前9時から午後5時まで(※16日は午前10時から)

場所 県本庁舎1階県民ホール

内容 悪質商法等に関するパネル展示、  
パンフレット等資料配付

### 講演会・寸劇

日時 平成17年5月25日(水)  
午後3時から午後5時まで

場所 県本庁舎4階講堂

講演 「多重債務解決への道～借金について考える～」

寸劇 「マルチ商法」  
(出演: NPO法人消費者センター沖縄)

### テレビでのお知らせ

「うまんちゅひろば」

■5月7日(土)  
琉球放送 午前6時15分から午前6時30分まで  
琉球朝日放送 午前11時30分から午前11時45分まで

■5月8日(日)  
沖縄テレビ 午前11時30分から午前11時45分まで

HP 「うまんちゅひろば」はホームページでもご覧になれます。  
<http://www.pref.okinawa.jp/umanchuhome>

### 新聞でのお知らせ

県民サロン

■5月15日(日)  
琉球新報・沖縄タイムス朝刊

### お問い合わせ

◎文化環境部県民生活課  
☎098-866-2187

## 消費生活に関する相談

◎県民生活センター  
☎098-863-9214

◎県民生活センター宮古分室  
☎0980-72-0199

◎県民生活センター八重山分室  
☎0980-82-1289

■午前9時から正午まで ☐ 午後1時から午後4時まで  
(土・日、祝祭日・年末年始を除く)

